

## 自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（案）

長野県看護大学 学長 大塚 真理子（以下「発注者」という。）と受注者〇〇〇 〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項により、自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約を締結する。

### （総則）

第1条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 令和6年度 長野県看護大学自家用電気工作物保安管理業務

(2) 業務の内容 別添「自家用電気工作物保安管理業務仕様書」のとおり

### （履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和6年4月26日から令和7年3月31日までとする。

### （委託料）

第4条 委託料は、〇〇〇〇〇〇 円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇 円）

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇〇円とし、その納付は免除する。

2 受注者はこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

### （委託業務の処理方法等）

第6条 受注者は、別添の仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない事項について必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して決定する。

3 受注者は、発注者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について発注者に報告しなければならない。

### （委託料の支払）

第7条 発注者は、第4条の委託料を、年4回に分けて支払うものとし、受注者は4月から3か月毎（7，10，1，4月）に支払い請求書を発注者に提出し、発注者はこの請求書を受理した日から30日以内に支払うものとします。

2 前項の支払いは、原則として、受注者の指定する金融機関の受注者の口座への入金により行うものとし、その振替日又は払込日をもって支払日とします。

(点検等の頻度)

第8条 受託者が実施する保安管理業務のうち、定期的に行う点検、測定及び試験の頻度は、経済産業省告示第249号第4条に定める設備条件による頻度を適用し、原則としてつぎのとおりとします。

- (1) 月次点検は 需要設備においては 各、毎月1回以上  
ただし、年次点検を実施する月は、月次点検を含むものとします。
- (2) 年次点検は、年1回行うものとします。
- (3) 工事期間中の点検並びに臨時点検は、保安管理業務仕様書により実施します。
- (4) 休止中の需要設備又は発電所を使用する前には臨時点検を実施するものとします。  
ただし、臨時点検は月次及び年次点検を含むものとします。

(権利義務の譲渡、承継)

第9条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第10条 受注者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

- 第11条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。
- 2 前項の場合、発注者と受注者とが協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
  - 3 発注者は、第1項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

- 第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
- (1) 受注者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
  - (2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けた場合。
  - (3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、このかぎりでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第12条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第13条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第7条に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、第12条から第12条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 5 受注者は、第1項又は第3項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延賠償金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第14条 受注者は、第12条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第15条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(A) この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和 6 年 月 日

発注者 住 所 長野県駒ヶ根市赤穂 1 6 9 4  
職・氏名 長野県看護大学長 大塚 真理子 印

受注者 住 所  
法 人 名  
代表者職・氏名 印